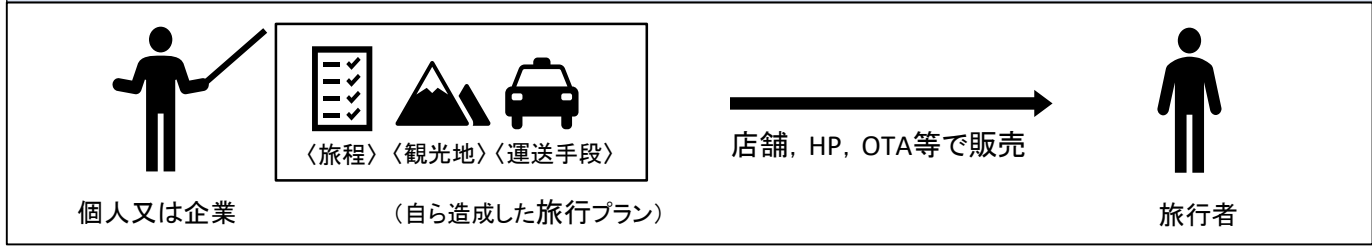
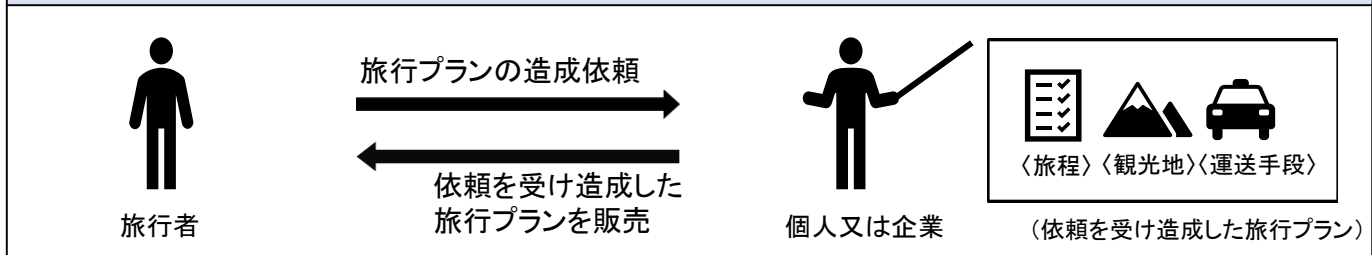


【旅行業登録が必要となる行為について】

① 自ら旅行の行程を企画し、旅行者へ販売する行為 (募集型企画旅行)



② 旅行者から依頼を受け、旅先から運送手段の手配まで、 旅行の行程を企画し販売する行為(受注型企画旅行)



①, ②の行為を行い、【報酬】を収受する場合は旅行業に該当するため、**旅行業登録が必要です。**

【報酬】

- ・旅行者に対して、旅行の企画における「企画料」
- ・旅行者に対して、運送サービスの手配における「手配手数料」
- ・運送事業者から受け取る「販売手数料」、「キックバック」
- ・旅行相談における「相談料」
- ・観光地における「ガイド料」等

※旅行業とは、報酬得て、一定の行為(旅行業務)を行う事業をいう。
(旅行業法第2条第1項)

※ガイド料のみの収受であっても、旅行の行程等を企画・計画した場合は旅行業に該当します。

(お問い合わせ先)

鹿児島県観光・文化スポーツ部PR観光課
観光地づくり係

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号

TEL 099-286-3005 FAX 099-286-5580